

# 平成 27 年度 愛知県 事業計画

都道府県コード

230006

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	11,991	11,991
2.消費生活相談員養成事業	16,930	-	16,930
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	7,165	5,432	12,597
4.消費生活相談体制整備事業	9,223	46,503	55,726
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	4,239		4,239
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	15,661	91,489	107,150
うち、先駆的事业	-	14,100	14,100
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	99	50	149
合計	53,317	155,465	208,782

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	551,627	
都道府県予算	164,128	
管内市町村予算総額	387,499	
支出等額	208,782	
支出等割合	38%	38%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	194,682	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	0.362180876	36%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 5 人 ②年間研修総日数 50 人日 ③参加自治体 ( 未定 )
法人募集型	①参加者総数 20 人 ②年間研修総日数 50 人日 ③実地研修受入自治体 ( 未定 )

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

## 別表1

## 都道府県実施事業分

## 1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	①相談員養成研修(25人規模、50日以上)	16,930		16,930		①養成研修業務委託(委託料)、職員旅費
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	①消費生活相談員等レベルアップ研修(50人規模、10日間)	4,485	4,485			①レベルアップ研修業務委託(委託料)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	①消費生活相談員等レベルアップ研修(相談員向け:21人・8日間 職員向け:7人・2日間) ②国民生活センター等研修派遣(38人、3日間) ③国民生活センター等消費者教育関連研修派遣(8人、3日間)	2,680	2,680			①レベルアップ研修経費(旅費) ②国民生活センター等研修経費(旅費・負担金) ③国民生活センター等消費者教育関連研修経費(旅費・負担金)
⑨消費生活相談体制整備事業	①月額相談員報酬等(月額化に伴う増加13名分)	9,223		9,223		①報酬及び共済費
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	①市町村直接支援事業(巡回指導:100日・OJT研修:42日) ②消費生活相談員等レベルアップ研修(21人、8日間) ③国民生活センター等研修派遣(38人、3日間) ④国民生活センター等消費者教育関連研修派遣(8人、3日間)	4,239		4,239		①市町村直接支援事業(巡回指導:補充日額相談員の報酬・旅費 OJT研修:補充日額相談員の報酬) ②レベルアップ研修関連経費(補充日額相談員の報酬) ③国民生活センター研修関連経費(補充日額相談員の報酬) ④国民生活センター等消費者教育関連研修関連経費(補充日額相談員の報酬)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	①消費者教育推進支援事業(講師派遣) ②消費者教育連携協働促進事業(シンポジウム開催) ③貸金業啓発事業パンフレット作成 ④食品表示法パンフレットの作成	7,032		7,032		①消費者教育推進支援事業(講師の報償費・旅費 資料購入等の需用費・役務費) ②消費者教育連携協働促進事業業務委託(委託料) ③④パンフ印刷費(需用費)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	①消費生活相談サポーター支援事業(啓発資材等配付、活動状況調査等)	3,724	3,724			①支援事業業務委託(委託料)

⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	①一級建築士等の専門家による調査等	419	419			①専門家への報償費・旅費 職員の旅費
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	①消費生活相談体制充実・強化に係る研究会の開催(2回) ②市町村職員用相談マニュアルの作成 ③専門分野チームに係る研究会の運営(2チーム) ④消費者あんしんサポートあいちの運営 ⑤消費者行政推進計画の作成 ⑥食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション	4,486	4,486			①研究会(講師等の報償費・旅費・食糧費、職員旅費、資料印刷費) ②マニュアル印刷費(需用費) ③研究会(専門家の報償費・旅費 運費用資機材購入の需用費・備品購入費) ④消費者あんしんサポートあいち運営(専門家の報償費・旅費 通信費(役務費)) ⑤冊子等作成(印刷費(需用費)・デザイン委託料) ⑥講演会開催等委託(委託料)
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	①事業者への立ち入り調査等	99	99			①職員旅費・物品収集の需用費・物品運搬の役務費
合計		53,317	15,893	37,424	-	

## 2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	○なし
	(強化)	①消費生活相談員候補者養成事業(25名を対象に50日以上消費生活相談員候補者の養成研修を実施。自治体参加型の参加自治体及び人数は調整中)＜H22・23年度実施 24・25年度未実施 26年度実施＞
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	○全体研修会(県及び市町村、年2回・延べ4日間) ○事例検討会(県、年2回・延べ2日間)
	(強化)	①消費生活相談員等レベルアップ研修(市町村の相談員等対象:中級～上級クラスの研修8日間 新任職員等対象:2日間 計10日間 各回50名程度)＜H23年度からの継続事業 新任職員等は新規事業＞
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	○国民生活センター主催の研修会への参加支援(10名分)
	(強化)	市町村支援のための県相談員のスキルアップ、資質向上を図る。 ①消費生活相談員等レベルアップ研修(市町村の相談員等対象:中級～上級クラスの研修8日間 新任職員等対象:2日間 計10日間 各回50名程度の選択受講方式)＜H23年度からの継続事業 新任職員等は新規事業＞ ②国民生活センター等主催の研修会への参加支援＜H21年度からの継続事業＞ ③国民生活センター等主催の消費者教育にかかる研修会への参加支援＜新規事業＞
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	○なし
	(強化)	○消費生活相談員の月額化に伴う報酬増加分(増員した月額嘱託員13人分の人件費引き上げ分へ充当する。)＜H24年度からの継続事業＞
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	○なし
	(強化)	①市町村の消費生活相談体制の充実・強化の取組を支援する。 ・県の相談員による市町村巡回指導(100日)＜H25年度からの継続事業＞ ・県の相談窓口化市町村相談員等を受け入れOJT研修(42日)＜新規事業＞ 市町村支援のための県相談員のスキルアップ、資質向上に係る補充日額人件費 ②消費生活相談員等レベルアップ研修 補充日額報酬＜H25年度からの継続事業＞ ③国民生活センター等主催の研修 補充日額報酬＜H25年度からの継続事業＞ ④国民生活センター等主催の消費者教育にかかる研修 補充日額報酬＜新規事業＞
	(既存)	○広報紙・啓発紙の発行、出前講座、特定のメディアへの広報など

⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(強化)	<p>①消費者教育推進支援事業&lt;H25年度からの継続事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域等で開催される研修会等に消費者教育の専門家を講師として派遣する。</li> <li>・講師派遣(消費者向け10回・指導者向け18回)</li> </ul> <p>②消費者教育連携協働促進事業&lt;H25年度実施からの継続事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者市民社会の実現に向けた取組みを進めるため、シンポジウムを開催する。</li> </ul> <p>③貸金業啓発事業パンフレット作成&lt;H22年度からの継続事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質金融(ヤミ金融)についてを作成し、貸金業利用者への啓発を図る。</li> </ul> <p>④食品表示法パンフレットの作成&lt;新規事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法について簡便に着さしたパンフレットを作成する。</li> </ul>
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	○消費者団体への活動支援、広報紙・啓発紙の提供、出前講座など
	(強化)	①消費生活相談サポーター支援事業 ・啓発資材の配付等<H24年度からの継続事業>
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	○なし
	(強化)	○消費者被害の有無の判定に当たり一級建築士等の専門家による調査等を実施する。<H24年度からの継続事業>
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	<p>①から⑤:なし</p> <p>⑥食品表示に関しては、従来から、監視指導や収去(抜き取り)検査による食品添加物等の検査を行い、食品の適正な表示の徹底を図っている。</p>
	(強化)	<p>①消費生活相談体制充実・強化に係る研究会:市町村職員を対象に、消費者行政・消費生活相談のあり方・先進事例等の説明・紹介を行い、充実強化の動機付けとする。(2回実施)&lt;H26年度からの継続事業&gt;</p> <p>②市町村職員用相談マニュアルの作成:小規模自治体など相談員による相談対応が困難な場合においても簡易な相談内容に行政職員が対応できるようマニュアルを整備する。&lt;H26年度からの継続事業&gt;</p> <p>③専門分野チームに係る研究会の運営:県に専門分野チームを2分野設置・運営するとともに、県弁護士会等の支援のもとに研究等を行う。&lt;H26年度からの継続事業&gt;</p> <p>④消費者あんしんサポートあいちの運営:県弁護士会等と連携・協働し相談の早期解決を図るとともに、困難事案の解決力・対応力を強化する。&lt;新規事業&gt;</p> <p>⑤消費者行政推進計画の作成:次期計画について計画書及びリーフレットを製作する。&lt;H22年度実施 23から26年度未実施&gt;</p> <p>⑥食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション:講師等を招き、ワークショップ・フォーラム等の形式で消費者との意見交換を図る。&lt;H23年度からの継続事業&gt;</p>
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	○なし
	(強化)	①必要に応じて事業所等に立入調査、物品の収集等を行う。<新規事業>

### 3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 5 人	実地研修受入人数 20 人
	年間研修総日数 50 人日	年間実地研修受入総日 50 人日

### 4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
13 人	9,223 千円

### 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	<b>該当なし</b>
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

### 6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

## 別表2

## 管内市町村実施事業分

## 1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、清須市、江南市、稲沢市、岩倉市、あま市、大治町、知多市、岡崎市、西尾市、豊田市、みよし市、新城市、東三河広域連合	11,886	11,050	130	-	事務用機器・執務用参考資料購入、インターネット・電話回線等整備、窓口周知
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	豊田市	811	-	811	-	消費生活相談のための弁護士相談体制の構築
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)		-	-	-	-	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)		-	-	-	-	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		-	-	-	-	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	名古屋市	229	-	229	-	消費生活相談員のための研修会開催
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	名古屋市、瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、半田市、常滑市、知多市、岡崎市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東三河広域連合	6,458	89	5,114	-	消費生活相談員、消費者行政担当者の研修参加支援
⑧消費生活相談体制整備事業	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町、美浜町、岡崎市、碧南市、西尾市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東三河広域連合	78,593	-	46,503	-	消費生活相談日数増に伴う消費生活相談員の拡充、報酬引き上げ
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、半田市、常滑市、知多市、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、東三河広域連合	75,536	74,625	-	-	消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発(チラシ配布・講座開催等)
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	豊田市	614	614	-	-	自治会等を通じた消費者教育・啓発チラシの回覧
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)		-	-	-	-	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	名古屋市	14,100	14,100			消費者市民社会普及のための事業
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	一宮市	2,150	-	2,150	-	消費生活相談のための弁護士相談体制の構築
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	名古屋市	50	-	50	-	消費者安全法に基づく立入調査
合計		190,427	100,478	54,987	-	

**2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)**

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 - 人	実地研修受入人数 - 人
	年間研修総日数 - 人日	年間実地研修受入総日 - 人日

**3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)**

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
76 人	22,237 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
12 人	
対象人員数計	追加的総費用
80 人	46,503 千円

## 別表3

## 交付金等の管理等

## 1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	208,782 千円
うち都道府県分	53,317 千円
うち管内の市町村合計	155,465 千円

## 2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	- 千円
うち都道府県分	- 千円
うち管内の市町村合計	- 千円

## 3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	94,891 千円	148,003 千円	164,128 千円	69,237 千円	16,125 千円
うち交付金等対象経費	/	54,097 千円	53,317 千円	/	-780 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	7,184 千円	9,223 千円	/	2,039 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	94,891 千円	93,906 千円	110,811 千円	15,920 千円	16,905 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	258,680 千円	349,786 千円	387,499 千円	128,819 千円	37,713 千円
うち交付金等対象経費	/	124,480 千円	155,465 千円	/	30,985 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	36,682 千円	47,029 千円	/	10,347 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	14,100 千円	/	14,100 千円
うち交付金等対象外経費	258,680 千円	225,306 千円	232,034 千円	-26,646 千円	6,728 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	353,571 千円	497,789 千円	551,627 千円	198,056 千円	53,838 千円
うち交付金等対象経費	/	178,577 千円	208,782 千円	/	30,205 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	43,866 千円	56,252 千円	/	12,386 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	14,100 千円	/	14,100 千円
うち交付金等対象外経費	353,571 千円	319,212 千円	342,845 千円	-10,726 千円	23,633 千円

#### 4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人	
うち都道府県	0 人	
うち管内市町村	0 人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人	
うち都道府県	- 人	
うち管内市町村	- 人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	- 千円	
うち都道府県	- 千円	
うち管内市町村	- 千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	342,845 千円	
うち都道府県	110,811 千円	
うち管内市町村	232,034 千円	↓先駆的事业(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	38 %	36.21808765 %
うち都道府県	32 %	32.4850117 %
うち管内市町村	40.12010354 %	37.85896588 %

## 5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	716,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	45,016 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	54 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	45,070 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	30,000 千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	53 千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金取崩し予定額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	1 千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	54 千円

## 6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	37 人	今年度末予定	相談員総数	38 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	37 人	今年度末予定	相談員数	38 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

## 7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	相談員報酬の増額(月額相談員:700円/月 日額相談員:50円/月(9人)・40円/月(1人))
②研修参加支援	○	市町村支援のためのスキルアップ、資質向上等のため、国民生活センター等の研修に、より多くの相談員を参加させる。
③就労環境の向上	○	総合センター化による増員・業務平準化
④その他	○	主任相談員(2人)新設

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
悪質電話被害防止事業	①	高齢者を電話被害から守るため、被害防止機能を有する装置のモニター実施などにより防止策の検証を行う。	12,000	無	
消費者市民社会普及事業	④	消費者市民社会普及のための事業(多様な主体による寄付つき商品の開発・販促を通じた「共感的消費」の普及促進、消費者市民社会体験イベント、消費者市民社会研究会の運営)	14,100	無	先駆的事业
		計	0		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
一般向け消費者啓発	①	(1)巡回講座・消費生活講座の開催、啓発資材の配布(リーフレット、広報誌、ポスター、チラシ、クリアファイル、シールセット、カレンダー) (2)啓発リーフレット配布 (3)金融経済教育講座開催 (4)広報車・講座用ノートパソコン購入	10,176	無	
		計	0		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。